

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付要綱

平成26年3月12日付25福保医救第1326号
(一部改正) 平成27年3月10日付26福保医救第1378号
(一部改正) 平成29年1月13日付28福保医救第1058号
(一部改正) 令和元年5月9日付31福保医救第78号
(一部改正) 令和2年10月12日付2福保医救第1063号

第1 目的

この要綱は、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱（平成26年3月12日付25福保医救第1326号）に基づき、有床診療所等に対しスプリンクラー等を整備するための支援を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

第2 補助対象者等

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げるものとする。

1 補助対象者

都内に所在する病床等を有する診療所、病院、助産所の開設者で、平成26年10月16日に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに2に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、2に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。（国、都及び地方独立行政法人を除く。）

ただし、事業者が次に掲げる者である場合は対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

2 補助対象事業

スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）

第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、設備整備にかかる次の1及び2により算出された額を都の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- 1 別表 1 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1 により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じた額を交付額とする。

第 4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事の定める日までに別記第 1 号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第 5 補助金の交付決定

知事は、第 4 の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じての現地調査等を行い、適当と認めたときは第 8 に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

第 6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 4 に定める規定に準じて行うものとする。

第 7 申請の撤回

申請者は、第 5 の規定による補助金の交付決定の通知を受けたのち、当該通知に係る補助金の内容又は条件に異議があるときは、交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 8 交付の条件

1 契約手続

施設整備に係る契約の手続きについては、福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）によることとする。

2 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助

金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

3 承認事項

補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、その限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 前号の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、第2号様式による報告を徴し、又は検査を行うことがある。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、11の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

7 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に

ついて証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付厚生省発医第137号）7（7）イに定める補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

8 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、及び補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式を、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

9 補助金額の確定等

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、前項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及び条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前項の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

1.2 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取消された金額を返還しなければならない。

(2) 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

1.3 違約加算金及び延滞金

(1) 1.1の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.4 違約加算金の計算

知事が前項の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1.5 延滞金の計算

知事が1.3の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1.6 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

1.7 財産の処分

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 前号による財産の処分の制限期間は、厚生労働大臣が定める処分制限期間とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。

18 二重補助の禁止

この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

第9 その他

1 特別の事情により、第3、第4、第6及び第8の8に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合には(1)、(2)に限り1施設当たり2,019千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.9千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.2千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 23.2千円	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1

	(4) 消防法施行令第 32 条適用 設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 22.6 千円		
--	---	--	--